

日時： 令和3年5月14日
午後1時30分～
場所：本庁舎 会議室501

第6回芭蕉翁生家保存改修検討委員会事項書

1. あいさつ
 - ・ 施工者、監理者紹介

2. 工事進捗状況等の説明及び確認
 - ・ 工事進捗状況について

 - ・ 調査内容について

3. 事務局事項の説明及び確認
 - ・ 庭の整備について

 - ・ トイレの整備について

 - ・ その他について

4. その他

5. 現地確認

改正

平成30年11月30日告示第229号

芭蕉翁生家保存改修検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 芭蕉翁生家（以下「生家」という。）の改修等を行うに当たり、市史跡（指定文化財）としての適切な保存及び地域文化振興への活用等を踏まえた施設整備を進めるため、附属機関の設置等に関する条例（平成19年伊賀市条例第31号）第2条の規定に基づき、芭蕉翁生家保存改修検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(設置期間)

第2条 委員会の設置期間は、次条に規定する報告が完了するまでの期間とする。

(所掌事項)

第3条 委員会は、生家の保存及び改修に関する事項について検討し、その結果を市長に報告する。

(組織)

第4条 委員会は、7人以内の委員をもって組織する。

2 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 伊賀市文化財保護審議会委員を代表する者
- (3) 公共的団体等を代表する者
- (4) 地元住民を代表する者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から第3条に規定する報告が完了するまでの期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第2項第2号及び第3号に掲げるところにより、その職をもって委嘱された委員の任期は、委員として委嘱を受けるべき職にある期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は委員の互選により選任し、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(秘密の保持)

第8条 委員及び会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画振興部文化交流課において行う。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成30年5月18日から施行する。

附 則（平成30年11月30日告示第229号）

この告示は、平成30年11月30日から施行する。

芭蕉翁生家保存改修検討委員会報告
(中間報告)

令和2年8月

芭蕉翁生家保存改修検討委員会報告

■はじめに

芭蕉翁生家保存改修検討委員会は、平成30年12月20日に、芭蕉翁生家（以下「生家」という。）の改修を行うに当たり市史跡（指定文化財）としての適切な保存及び地域文化振興への活用等を踏まえた施設整備を進めるため検討することを目的に設置されたものです。委嘱を受けた学識経験者や伊賀市文化財保護審議会委員、公共団体を代表する者及び地元住民を代表する者で組織された6名の委員により検討を行いました。

協議にあたっては、生家の成り立ち等について認識を深めたうえで、設計業者から工事の概要、現状調査の報告及び検討委員による現場確認も行い、各委員の専門的知識を元に様々な視点から意見交換を行いました。

■生家について

生家は、伊賀の歴史文化を知るための貴重な文化財であり、保存改修と公開にあたっては、土地建物の来歴等の情報を整理したうえで正確な評価を行い、価値を明確化する必要があります。

■活用方法

生家の公開・活用の大きな目的は、伊賀上野の町家そのものや町家での生活が理解できるような施設とすることとします。そして芭蕉にゆかりの屋敷とするものとし、蓑虫庵、俳聖殿、芭蕉翁記念館などの他の芭蕉ゆかりの施設とつながりを持たせ活用することとします。

・建物の公開について

土間およびミセノマ、ナカノマ、ザシキの3室を公開し、基本はザシキ等に上がれるようにします。また、厨子2階については非公開とし、釣月軒は座敷に上がらず土間から観覧できるようにします。土蔵については居室として使用するべき機能を満たさないため内部は非公開とします。

・管理スペースについて

現状の場所とし、管理上必要となる水道・電気等の設備の体裁を整えて設置します。

■保存改修方法

保存改修にあたっては、市史跡として改修の記録を残し、現存の状態を基準とした改修を行い、報告書を作成します。

また、法令等で示された基準についてはそれを満たすよう改修しますが、その際も文化財的価値を損なわないよう努めます。

・主屋及び主屋増築部

北側への傾斜が著しいため、屋根・床・壁を解体し、軸部を修正することとします。その際、既存の部材は可能な限り使用することとします。

東側玄関上の屋根については道路の幅員確保のため、現状の見た目を損なわないよう留意しながら建物側に引き込むこととします。

現代的な水道電気等の管理上必要な設備については、体裁を整えて設置し、冷暖房機器については、管理人室のみに設置することとします。

採光・排煙窓については、既設の採光窓や排煙窓を活用することとします。

耐震補強については、屋根の土を降ろすことで軽量化を図るとともに、ブレースや仕口ダンパーを観覧者から極力見えない部分に使用し、耐震補強箇所の露出を必要最小限にとどめることとします。

・釣月軒

瓦は傷んでいるため新しい瓦に葺替えることとします。また外壁の杉皮仕上げも傷んでいるため、修理することとします。

耐震化については屋根の土を降ろすことで軽量化を図るとともに、6畳間床下、屋根裏及び外壁土壁部分に板を張ることとします。

・土蔵

非居室で大壁作りであるため、内側に沿わせて耐震用壁を設け、一部袖壁を設けて補強することが望ましいと考えます。建物の倒れや沈みはないため、屋根はそのままにし、耐震補強として屋根裏に斜めにブレースを設置し、1階及び2階の床に構造用合板を張ること、見える部分にダンパーを設置することも検討することとします。

なお、延べ石はあるものの基礎構造がないため、碎石を取り除き土間コンクリートを敷設しアンカーで建物の定着を行うこととします。

・庭

庭園構成要素の工作物や樹木については、経緯について調査したうえで保存整備を行うこととします。

・トイレ

来館施設としてトイレ施設は必要ですが、史跡内に整備することはできないため、近隣地に整備することが必要です。

■バリアフリーについて

座敷は、昇降装置は付けないが物理的な理由等でやむを得ず上がれない方以外は基本的には座敷に上がってもらえるように対応することとします。

東側入口や土間に生じる段差については、取り外しのできるスロープ等を用意するなど、車いすの方などが利用しやすくすることとします。